

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田8-1-13
評価実施期間	平成 28年 5月 9日 ~ 平成 28年 10月 28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	えがおの森保育園・いの (エガオノモリホイクエン・イノ)		
所 在 地	〒 285-0855 千葉県佐倉市井野972-2		
交通手段	山万ユーカリが丘線 井野駅より 徒歩約10分 東洋バス 71系統(宮ノ台入口行)「西谷津公園」下車 徒歩約1分		
電 話	043-312-5291	F A X	043-462-7701
ホームページ	http://www.senshukai-childcare.jp/index.html		
経 営 法 人	株式会社千趣会チャイルドケア		
開設年月日	平成 26年 9月 1日		
併設しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県佐倉市								
定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	10	11	11	11	11	60		
敷地面積	743.08㎡			保育面積			288.56㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	<p>(1) 健康診断 0歳児：毎月1回、嘱託医が健診。健診の結果については、健康診断票及び健康カードに記載し、保護者に伝達。 1歳以上児：年2回、嘱託医が健診。健診の結果については、健康診断票及び健康カードに記載し、保護者に伝達。</p> <p>(2) 身体測定 毎月身長・体重の測定を行う。結果については、身体測定表及び健康カードに記載し、保護者に伝達。</p>								
食事	<p>食事の提供方法は自園厨房にて(株)ミールケア（給食提供専門業者）が行う。 提供を行う日： ・月～金：昼食、午後間食を提供（2歳児の10月までは午前にもおやつが出ます） ・土：3歳未満児の午前おやつと離乳食のみ提供（通常食はお弁当の持参）</p> <p>アレルギー等への対応： ・入園の際に園長・主任・担任・栄養士と保護者との面談の機会を設け、個別の対応を行う。 また、献立作成の際には、アレルギーのチェックを行い、除去対応や代替対応を行う。</p>								
利用時間	平日：午前7時～午後7時、 土曜日：午前7時～午後6時								
休日	日曜日・祝日・年末年始								
地域との交流	本園より最短距離にある佐倉市立北志津保育園と月1～2回園児交流を実施。夏は近隣の町内会ハッピー会の納涼会に参加させて頂いている。秋には、近隣の敬老の方々をお招きし、園児との交流を図っている。園行事である芋ほりなどで近隣の方にボランティアでお手伝い頂いている。								
保護者会活動	運営委員会を年2回開催し、保護者の代表の方、及び、第三者委員会の方に、園の運営についての相談に応じて頂いたり意見を述べて頂き、保育園の円滑な運営の確保、及び、利用者の立場に立った、良質な保育サービスの提供が出来るようにしている。								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		12	5	17
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	17		1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		1	2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	佐倉市の定めによる	
申請窓口開設時間	佐倉市の定めによる	
申請時注意事項	佐倉市の定めによる	
サービス決定までの時間	佐倉市の定めによる	
入所相談	佐倉市の定めによる	
利用料金	佐倉市の定めによる	
食事料金	佐倉市の定めによる	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【保育理念】 子どもたち一人ひとりの可能性を探求し、これからの“生きる力”を育みます。</p> <p>1. 安全・安心な保育 日々の安全管理を徹底的に行い、安全な食材による給食を提供します。子どもと保護者が安心できる、健やかな環境をつくります。</p> <p>2. 豊かな感性を引き出す保育 子ども一人ひとりの興味・関心を引き出し、感動できる心を育みます。日本の伝統文化、季節のうつろい、地域の自然や行事を大切にします。</p> <p>3. 健康な心と身体を養う保育 よく食べ、よく寝て、よく遊ぶことで健康な体づくりを促進します。礼儀を重んじ、集団生活での規律や約束を通じて、自ら考え行動する力を育てます。</p> <p>4. 家庭との連携を密にした保育 子どもの「成長の喜び」と、家庭での「育児の悩みや不安」を共有します。子どもが「愛されている」と実感できる、子どもと保護者の絆づくりをサポートします。</p>
<p>特 徴</p>	<p>乳幼児期は生涯の中で生きる力を培う重要な時期と捉え以下の点を育みたいと考えます。</p> <p>1. 心身ともに健やかな子ども よく食べ、よく寝て、よく遊ぶことで、生涯にかけての体の基礎をつくる。食べる喜びを味わうこと、素直に感謝できること、礼儀を理解し、元気にあいさつをする子ども。</p> <p>2. 感性豊かで 感動できる子ども 探究心旺盛であること、自ら遊ぶこと、自然を楽しむこと。何よりそういった体験の中で、感動できる心をもつ子ども。</p> <p>3. 忍耐力と集中力のある子ども 身体の発達過程や友だちとの集団生活の中で、思い通りにいかないことやひとつのことへの達成感を味わい、忍耐力と集中力のある子ども</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>保育理念を基本とし保育園を第二の家庭と考え、嬉しい時には共に喜び、困った時には一緒に考え子ども達の成長を園と保護者の方とで共有できる保育をしている。60名定員という人数を活かし、全職員すべてが当園マニュアルを理解し、見通しを立てた保育や全園児の個々の特徴や成長を把握し、ぶれない丁寧な保育をしている。</p> <p>◆3歳未満児については、0～2歳児は人としての基盤を作る要の時期であるので、担当制を取り入れ、一人ひとりの思いを丁寧に受け止めて満たしたり、身の回りのお世話をしたりして関わっている。こうした関わりにより、子ども達は心理的にも生理的にも情緒が安定し、それを基盤として自ら遊びに参加したり、基本的な生活習慣を身に付けたりして自立、自律へと繋げていっている。</p> <p>◆異年齢児保育（3～5歳児の縦割り保育）を行っている。 3～5歳児は異年齢合同で2つのファミリーに分け、少人数で生活している。年長児が年下の子のお世話をしたり、関わって遊んだりする中で思いやりの心を育んだり、年下の子が年長児に憧れを持ち、見習ったり、真似をしたりして成長するなど、クラスが兄弟姉妹の様に過ごせる保育をしている。</p> <p>◆給食の提供：白い陶器を使用し、子ども達が食材の色を認識できるようにしている。また陶器の食器は重いので丁寧に食器を扱い、落ち着いて食べる事ができるようにしている。食具を使用し食べやすいように縁の高い食器を使用。「だし」は天然素材の“こぶ”を使用、「食材」は委託しているミールケア（給食提供専門業者）の放射能検査器で検査したものを提供。「米」に関しては、ビタミン、ミネラルが豊富な金芽米を使用。麦、五穀米、粟なども提供している。また、0歳児には発達に合わせて一日2回の離乳食を提供、食物アレルギー児へは個々に合わせた対応も行っている。食育活動にも力を入れており、園の隣での野菜づくりで季節の野菜が成長する姿をみたり、様々な食材の知識を伝え、年長児には3色群やサンマの教材などを使い命の大切さを知る教育も行っている。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

○異年齢保育を通して子どもたちの心の成長を促し、多様な経験を積んでいける環境を整えています

保護者との連携を密にし、園全体を一つの家庭として捉え、クラスの保育者やお友だちはもとより、職員全員とのかかわりを大切に保育を実施しています。3～5歳児は充実したていねいな保育を行うため、2つのファミリーに分かれ、異年齢合同での保育を実践し、思いやりの心をはぐくんでいます。年下の子どものお世話をしたり、かかわって遊んだりするなかで、年下の子どもが5歳児に憧れを持ち、見習ったり真似をしたりして、成長する姿が見られています。さらに、年齢別の活動のプログラムも取り入れることで、各年齢の成長段階に応じた発達や経験の獲得ができています。訪問時には、保育士の説明を真剣に聞き、とうもろこしの皮むきを、子ども同士協力しながら進める姿がありました。

○園の情報や子どもの様子をていねいに伝えることで、保護者との信頼関係の構築につながっています

子どもの登降園時には、保護者とのコミュニケーションを大切に、保護者懇談会や参観日、個人面談では子どもの発達段階を踏まえた内容を、わかりやすく保護者に伝えています。園だよりやクラスだよりは、子どもたちの活動のようすをわかりやすく写真を生かし、レイアウトを工夫し読みやすく紹介しています。さらに、園長が年3回発行している「まーていのにここ通信」は、園だよりだけでは伝えられない子どもたちの成長のようすを伝え、好評を得ています。また、主任が担当する「えがおの芽文庫」の絵本紹介や「ほけんだより」や「ぱくぱくだより（給食だより）」などで、幅広い情報をていねいに知らせることで、保護者が安心して子どもを預けられるよう、信頼関係の構築に努めています。今回の利用者調査アンケートの回収率についても、94.5%と保護者が保育園に対しての期待と、関心度の高さがうかがえます。

○園長はリーダーシップを発揮し、働きやすい職場の環境づくりに努めています

園では有給休暇の消化率を上げたり、残業をできるだけなくしたり、職員が子育てしながらでも仕事を続けていけるような環境作りに取り組んでいます。福利厚生制度として、全国で提携している保養施設や系列会社の通信販売を優待価格で利用できる社員優待制度があります。また保育現場に精通した園長は、職員に対しその経験や性格も考慮した上で高いモチベーションで保育に当たれるよう支援しています。運営会社は子どもと接する職員が笑顔で働き続けられることが大切だと考え、そのための働きやすい環境作りを努めています。利用者調査の「保育園の職員が生き生きとし、子どもや保護者に明るく笑顔で接していますか」の問いには、98.1%の保護者からの肯定的な回答を得ることができました。

さらに取り組みが望まれるところ

●職員にひろく役割を委譲していくことで、さらに職員の意欲につながることを期待します

園長はリーダーシップを発揮し、職員の状況や子どもたちの保育環境を把握し、その整備に力を注いでいます。また、保育理念にあるように、安全で安心して保育園全体が円滑に保育をすすめられるよう努めています。しかし、園長が職員の先頭に立って何事も取り組む分、園長の担当する役割が多くなっています。子どもたちがかかわる保育環境や園内外の美化といった役割をはじめ、園長が受け持っている役割を段階的に担当者を決め、分担されていくことをおすすめします。職員がいろいろな役割を担当することにより、職員一人ひとりのアイデアや能力を高め、さらにそれらが職員自身の意欲につながることを期待します。

●保護者からの意見や要望を聞く仕組みを再度見直されてはいかがでしょうか

園では、利用者から出てきた意見や苦情に対して、園長がリーダーシップを発揮しながら事実関係を速やかに把握し、解決と説明に積極的に取り組んでいます。また、苦情解決の仕組みの周知に向けて繰り返し説明しており、今回の利用者調査アンケートでも、この項目で肯定的な回答が多く見られました。しかし、別項目の「保護者の意見や要望を聞く機会を設けているか」の設問では、「どちらともいえない」と答える方が、他項目に比べるとやや多く見られました。保護者からの意見・要望を聞く仕組みを今一度検討され、その周知に取り組まれることを期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

開園2年目迎え、基本理念をもとに園長を中心に保育内容の共通理解、安定に努めて参りました。保護者アンケートでは、園に対しての満足度も94.2%という大変有難いご回答を頂き職員一同感謝申し上げます。新設園ということでまずは保育の安定を図るため、職員が保育の充実及び共通理解をするために、園長が主体となって進めて参りましたが、今後は、担当を決め職員が、それぞれに役割分担を持つ事で、意識を更に高められるように努めて参りたいと思います。

保護者からの要望やご意見を聞く仕組みにつきましても運営委員会、職員会議等で検討していき、保護者の更なるサービスに繋げて参ります。また、本部と連携をとり、職員の段階的な研修内容等を充実させ、保育士の更なる質の向上や意欲に繋げるよう計画を立てて参ります。

園を利用している保護者、園児及び職員すべての人々が園の名前である”えがお”で過ごす事ができますように今回の評価を生かして精進して参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い致します。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目		標準項目		
					■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1	理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	7	7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 保育の開始・継続	17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0
				23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24	特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
				31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
				32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0
		6 地域	地域子育て支援	33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0
				計		129	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 園の保育理念として「子どもたち一人ひとりの可能性を探究し、これからの”生きる力”を育みます」と掲げられています。そして「1.安全安心な保育。2.豊かな感性を引き出す保育。3.健康な心と体を養う保育。4.家庭との連携を密にした保育。」の4項目の保育方針とともにホームページやパンフレット、事業計画書などに明記されています。4つの保育方針はその内容について具体的にどういふことに力を入れて保育していくのかがわかりやすく説明されています。また運営会社の企業理念として、保育事業を通して法人の目指すもの、実現したい思いが園の理念・方針とともに書かれています。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 園の保育理念と保育目標は、玄関や事務所、各保育室に掲示されています。全職員が持つマニュアルには、児童福祉法や児童憲章とともに保育理念、目標が記載され、さらに詳しくそれが何を意味しているのか、その実現のために保育者は何をすべきか、といったことの説明がされています。また平成26年度の開園に当たっては、1ヶ月間の研修期間を通して全職員が園の考えを共有し、理解を深められるよう取り組みました。新たに入職する職員には、入職者研修で園の考えについての理解を深めるための研修を行っています。行事の企画や保育の計画作成の時には、こうした園の考えを確認しながら進めています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 園の考えである保育理念は重要事項説明書に明記されています。その内容は、入園に先立って行われる入園説明会をはじめ、保護者懇談会や保育参観などの機会にも説明されています。この時には、子どもの発達段階についてその特徴を視覚的にわかりやすく伝えながら、園の考えに基づいた保育者の配慮や取り組みについても説明されています。重要事項説明書では、園の理念である「子どもたち一人ひとりの可能性を探究し、これからの”生きる力”を育みます。」のことがありません。園の考えの基本となる一文ですので、明記ししっかりと伝えていかれてははいかがでしょうか。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント) 事業計画が年度ごとに立てられ、また年度の終わりには事業報告により計画がどのように実施されたかが検証されています。計画内容は、保育内容、健康・栄養管理・食育、安全について、保護者・地域とその他の事業、環境問題への取り組み、職員体制といった項目ごとに取り組む事項が示されています。重要課題についても運営会社と園長とで協議され、また職員とも話し合いが持たれています。開園3年目となり、園長には取り組んでいきたいこと、進めていきたいことがさまざまありますので、それらの優先順位を明確にし、中長期の計画としてまとめて行かれてははいかがでしょうか。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 事業計画は理念・基本方針を踏まえ、園長と運営会社とが協議しながらたたき台を作っています。さらにその内容は項目ごとの重要度、優先度について職員会議等で園長から職員に伝えています。その中で意見を出し合い、職員や園の状況、子どもの様子を踏まえて優先度の高いものや重要度の高い課題が明確になり、園の状況と合致した実現性の高い内容となっています。事業計画書にはそうした細かな内容までは明記されていないので、そうしたところまで記録として残して行かれるとさらに良いでしょう。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 指導計画の立案や行事の企画など保育の計画を立てるときには、園長・主任が保育士と園の理念や方針といった考えを確認しながら進めています。園長は職員からの意見や質問に対して常に耳を傾け、単に聞かれたことに答えるのではなく、その職員の経験や性格も考慮した上でよりよくできる方法を一緒に考えたり、アドバイスをを行うことで職員が高いモチベーションで保育に当たれるよう支援しています。園外の研修にもできるだけ参加できるように配慮し、職員が新たな知識や技術を習得していけるよう努めています。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント) 全職員の持つ職員マニュアルには、保育士の責務、また守るべき倫理として保育士倫理綱領の内容が明文化されています。ここにはプライバシー保護として保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守る事が書かれています。さらに保育園の役割として園の持つ使命、そこで働く職員としての役割を明確にしています。この内容は開園に向けての研修の中で、具体的に職員に伝えました。また新たに入職する職員も入職研修の中で伝えられています。職員会議などでもプライバシー保護をはじめ、保育園職員として守るべきこと、配慮すべき事項として繰り返し事例を持って職員に伝えられています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント) 園は求める職員の姿を保育士の責務、役割として明らかにした上で人事考課制度を設け、職員の評価を行っています。まず職員は自らの働きぶりを規定の項目に当てはめて自己評価を行い、それを受けて園長との個人面談を行います。この面談で自分の評価と園長からの評価、また取り組むべき課題を共有することで、職員が意欲的に保育に取り組むことができるようにしています。さらに園長と主任は保育の中に入り、そうした課題の改善や保育の向上に向けてその職員の意欲が高まるような声かけを行うことで、保育の改善、質の向上に取り組んでいます。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント) 運営会社は子どもと接する職員が笑顔で働けることが大切だと考え、そのための働きやすい環境作りに努めています。有給休暇の消化率を上げ、残業をできるだけなくせるようデータを取って管理しています。そうした環境を整えることで、職員には子育てしながらでも仕事を続けていけるよう取り組んでいます。また福利厚生制度として、人間ドックを無料で受けられたり、優待価格で提携している全国の保養施設を利用したり系列会社の通信販売で生活に必要なものを購入できたりする社員優待制度があります。さらに、職員同士のチームワークを高め、懇親を深めるための活動も積極的に行っており、開園1周年には会社からの援助を受け、ホテルでの食事会を行いました。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント) 園長、保育士として必要とされる能力や技術についてチェックリストを作って、項目ごとに明示しています。職員はその項目に基づいて自身の能力向上に向け、園長との面接等を通し、課題を明確にしながら取り組んでいます。新人職員は、クラスのリーダー職員が保育を一緒に進めながら、そのやり方や配慮するポイントなどについて指導する仕組みがあります。園長は、職員一人ひとりの能力を見ながら、少し難しい役割を課すことで、能力を伸ばしていけるよう取り組んでいます。昨年度から系列園が増えて、法人全体で抱える保育職員も急激に増加しています。運営法人の実施する研修が年に数回ありますので、職員の経験や技能、課題ごとに研修の内容を設定し、法人の求める人材とその構成により近づいていけるよう取り組んではいかでしょうか。</p>		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント) 全職員が持っている園のマニュアルには、児童福祉法や児童憲章といった子どもの権利擁護について書かれており、それに基づいて職員は入職にあたって研修を行っています。子どもへの対応は職員間で振り返る機会を持ち、接し方で気になることがあればケースとして取り上げ、職員間で話し合いを持って改善に努めています。最近では、外国籍の子どもに対する対応について、職員間で話し合う機会を持ちました。虐待が疑われる子ども・保護者に関しては、園での子どもの様子や家庭の状況、変わったことはないかなどの経過を記録したうえで、行政の担当課や専門機関と情報を共有し連携した対応をとっています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント) 運営法人のホームページや入園のしおりに個人情報方針を明示しています。ここには個人情報の利用目的や記録開示についての項目が含まれています。入園に際しての説明会でこのことについて説明し、署名をもらうことで保護者に理解されていることを確認しています。職員や実習生に関しても、個人情報の取り扱いについて書面にて説明し、署名をもらうことで徹底しています。運営法人における個人情報保護と園におけるものと重複する内容を含む2つの書類があり、それぞれに保護者からの署名をもらっています。内容を整理し、園で必要な内容にまとめられてはいかがでしょうか。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント) 懇談会や運動会といった行事の際には保護者アンケートを取り、保護者からの意見を聞いています。また年に1回全保護者との個人面談を行い、園の考えや取り組みについて説明するとともに、保護者からの意見について聞きとる機会としています。送迎時に交わした会話の中での小さな意見でも園長・主任に速やかに連絡し、出された意見や改善が必要なことには迅速に対応しています。今回の利用者アンケートの「保護者の意見や要望を聞く機会を設けているか」の設問では、他項目に比べると、どちらともいえないと答える方がやや多く見られました。保護者からの意見・要望を聞く仕組みはありますので、この仕組みの周知と方法のさらなる検討をされてはいかがでしょうか。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント) 園の玄関には苦情解決にかかわる仕組みがフローチャートで説明され、受付担当者、解決責任者、第三者委員の名前が明記されています。入園にあたっては、重要事項説明書の項目で苦情受け付けの仕組みについて説明し、理解の徹底に取り組んでいます。利用者から出てきた意見や苦情に関しては、園長・主任が速やかに把握し、事実関係の解明、解決と説明に努めています。また改善と再発防止に向けて、職員会議で必要な情報を共有しています。玄関には意見箱が置かれていますが、今まで意見が入っていたことはありません。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント) 園長は、職員の自己評価表をもとに年2回面談を行い、課題発見と改善に努め、保育の質の向上を図っています。保育理念「子ども一人ひとりの可能性を探究し、これからの”生きる力”を育みます」を掲げ、保育目標の実現のため、0歳児から系統的(発達段階を踏まえ計画的)に保育を行い、年齢別・月齢別の発達状況の観察と指導を計画し、実行・評価・反省を継続的に実施しています。子どもの発達状況については、保育課程に基づき、年間保育指導計画、月間指導計画から週案・クラス日誌、活動の内容やねらいに対し自己評価を行い、園長と主任が確認し次期の計画に生かしています。これらの書式において、計画に対する評価・反省欄が十分用意されていないので、よりよい保育の実現に向けてその充実を期待します。</p>		

16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント) 業務の基本や手順についてはマニュアルが整備され、提供する保育の標準的実施方法など明確になっています。マニュアルは、新保育所保育指針、保育園の役割、スタッフの心得・自己評価、保育内容、危機管理など、多岐にわたって用意され、整備されています。保育内容等マニュアルには、職員の1日の仕事の流れ、時間外保育時間の役割分担が記載され、衛生管理マニュアルには、玩具の消毒や日々の清掃について、おう吐や下痢の処理についても明記し周知しています。職員は入職時の園内研修にて、職員間で手順等のマニュアルを確認しています。また、運営していく中でさらに細かな部分で疑問や不都合が生じた時には、園長に確認したり会議等で手順の見直しを図り、共通理解に努めています。各マニュアルについては、担当職員を中心に随時確認し、年に1回全職員で確認し共有しています。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント) 保育に関する問い合わせや見学については、希望の日程や目的に応じて、個別に園長や主任がていねいに対応しています。園の理念に沿って保育目標、園の特徴や保育活動など、わかりやすく説明しながら案内しています。見学者に時間がある場合は、園内の子育て支援ルームに誘い、子どもと遊びながら、園で実際に使用している玩具に触れてもらうなど、園についてさらに知ってもらえる機会としています。また、その際同時に、利用者のニーズを把握しています。市の子育て支援課にもパンフレットを設置し、当園で実施している子育て支援事業「にこちゃんルーム」の紹介や「活動カレンダー」で実施内容と予定を周知しています。ホームページやパンフレットでも園の特徴をわかりやすく紹介しています。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント) 入園内定者には、「重要事項説明書」と「入園のしおり」に基づき、入園説明会にて企業理念、保育方針や保育内容及び基本的ルールなど、ていねいに説明しています。途中入園の保護者にも同様に、面談と説明を園長が行っています。入園のしおりには、「入園にあたって」「保育料や延長保育について」「保育内容について」「園の考え」などのほか、担当制保育や異年齢保育、保育行事予定、家庭との連携などについても説明されており、入園の際に必要な内容がイラストなどで工夫し、わかりやすく掲載されています。また、入園説明会での内容について納得したうえで、「重要事項説明についての同意書」を保護者に提出してもらっています。さらに、面談表には保護者の意向を記載する項目を設け、「入園までの生活状況」や「児童票」をとともに、入園説明会や面談で得た子どもの情報を、職員間で共有し保育に生かしています。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント) 保育課程は、「えがおの森保育園・いの」開園当初、園長がたたき台を提案し、全職員が参画し内容を検討して共通理解のもと作成されています。内容については、「おおむね6ヵ月～1歳3ヵ月未満」から「おおむね6歳まで」の年齢で区分し、保育理念、保育目標、養護、教育、食育に対してのねらい、保育内容及び発達過程が組み込まれて、記載されています。保育課程を基に、年間保育指導計画、月間指導計画、年間保健計画、食育年間計画、年間行事計画など充実した内容で、作成されています。保育課程や統一された記録物については、職員が定期的に参加し見直す機会を設けて、必要に応じて、より効率よく効果的な形式になるよう、改善していくことをおすすめます。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント) 保育課程に基づいた年間指導計画、月間指導計画、週案を立案し、3歳未満児や障がいや特別に配慮の必要な子どもに関しては、個別計画を立てています。これら指導計画や実践の振り返りは、クラス会議で検討し、園長や主任が確認しています。月1回の職員会議ではその内容を共有し、次月に生かせるように努めています。また、当園の特徴である、担当制保育や異年齢保育などを実践し、生活や遊びが豊かに展開されるよう環境構成に努めています。季節の変化を考慮し、戸外活動や野菜の栽培や発達に応じた調理体験も計画的に行われ、季節に応じた行事は、絵本やうた、手遊びを通して意味を伝えたり、触れたりするなど実践し、自己評価で振り返り改善に努めています。</p>		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント) 子どもが自発的に好きな遊びを選び、集中して取り組めるよう環境整備に努めています。遊具コーナーは子どもの目線に設定し、ままごと、積み木、机上遊びなど、工夫されています。また、年齢に応じて手作り遊具や製作のための廃材や素材、教材等が自由に使用できる環境が用意されています。また、季節により絵本コーナーや机上での遊具の入れ替えや、水遊びや散歩などで異年齢児がかかわり、のびのびと子どもが主体となって遊びを展開できるよう配慮しています。子ども一人ひとりの発達や成長、興味のある遊びなどをしっかりと配慮し、自己肯定感を持てるようかかわっています。園だよりやクラス便りには、子どもたちの活動のようすが写真や説明文などで明確に記載され、保護者の安心感につながっています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) 保育園の周りは広い畑や公園に恵まれ、玄関には散歩マップを掲示して、積極的に戸外活動を取り入れています。年間行事計画に基づき、日本の文化や季節感を全身で感じられるよう取り組んでいます。子どもたちは、年齢や目的に応じて特徴ある近隣の公園へ積極的に散歩にでかけ、四季折々の草花や雨の日にはレインコートを着て散歩を行うなど、生活に変化と潤いが取り入れられています。また、5歳児を中心にチューリップや朝顔、じゃが芋、さつまいもなどの栽培や、カブト虫の飼育などを行っています。子どもたちは、地域の方から畑の手入れを覚えてもらうなどのかかわりを大切にし、挨拶や地域のイベントにも積極的に参加しています。地域の方を園の行事に招待したり、地域の納涼会に参加させてもらうなどして、保育園の活動を知ってもらえるよう取り組んでいます。訪問当日も子どもたちが朝顔の押し花で作った「地域交流敬老の会」の招待状を地域の高齢者に渡すなど、ほほえましい交流が行われていました。また、消防署の見学や卒園児のお別れ遠足でモノレールに乗るなど、社会体験が得られる良い機会になっています。これらの子どものようすは、クラス便りや掲示などで保護者にタイムリーに知らせ、園だよりや園長の「まーていのこにこ通信」などでも内容をていねいに提供しています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■異年齢の子どもとの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 「保育園を第二の家庭」と考え、3～5歳児は意図的に異年齢の子どもを合同で2つのファミリーに分け、遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮しています。また、朝や夕方の延長保育での異年齢の交流のほか、5歳児が2歳児といっしょに行くお散歩や各クラスの出席調べ、また行事などを通して異年齢同士でかかわる機会を設けています。職員は子どもへの言葉かけについて理解しやすいよう、年齢や発達に応じて、仲立ちや見守りを行い、子ども同士の関係がより良くなるよう、適切な言葉かけをしています。特に、相手にうまく言葉で伝えられない年齢の子どもには、気持ちを代弁したり仲立ちをするなど、成長とともに子どもたち同士で問題解決ができるよう配慮しています。このような体験の中で、順番を守るなど社会的ルールを身につけ、いたわりや思いやりの心がはぐくまれるよう適切な援助をしています。さまざまな当番活動や年下の子どものお世話を通じて、責任感や達成感をあじわえる取り組みを行い、日常の保育のなかで一人ひとりが何を学んでいるかを把握し、人間関係の育成に生かしています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
<p>(評価コメント) 特別な配慮を要する子どもについては、状況に応じて職員を配置し、1対1のきめ細やかな対応と支援を実施しています。保護者と連携を密に子どもの特徴を把握したうえで個別の指導計画に基づき、配慮と対応を行っています。個別指導計画の内容については、園長、主任が把握し、また、必要に応じて連携機関として市の子育て支援課や児童青少年課、嘱託医とも密な連携体制を整えています。保育園では定期的に話し合う機会を設け、全職員で同様の支援ができるように努めています。職員は障がい児研修に参加して知識を深めるとともに、研修報告書を作成し、職員会議で報告をして共有し、共通理解を図っています。保護者とのコミュニケーションを大切にし、巡回指導や専門機関から具体的な助言により、お友だちとのかかわりについても配慮しています。幼児トイレは入口と出口を矢印でわかりやすく示す配慮をし、子どもが混乱しないような取り組みがされています。</p>		

25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員同士の引き継ぎについては、「伝達ノート」を活用して申し送りなどを把握し、保護者に伝え漏れのないよう全職員が周知する体制を整えています。また、必要に応じて臨時会議を設け、職員間での共通理解のもと、ていねいな保護者対応を行い信頼関係が築けるようにしています。その日の子どもの利用人数によって部屋を分けるなど、子どもたちがリラックスして過ごせるよう、好きな遊具やソファを設置するなど家庭的な環境を工夫し、安心・安定して過ごせるように配慮しています。園内研修を通して、全職員が子どもへのかかわり方や保護者への対応などについて把握できるようにしています。パート職員にもパート会議を通して、子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境の整備を共有しています。なお、その日の職員体制は、フリーの職員が担当者として園全体を把握し、適切な職員配置が確保されています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>一人ひとりの保護者との信頼関係を築くため、子どもの登降園時など日常的に情報交換し、個人面談、保育参観、クラス別保護者懇談会など定期的を実施しています。それぞれ面談や懇談などの内容を書面にて園長に報告し、職員会議でも情報交換し共有しています。保育参観は、日常の子どものお様子を見られる機会とし、また、個人面談は担任と話し合い、必要に応じて主任や園長もいっしょに相談に応じる体制を整え対応しています。保育参観や個人面談などを行い、保育園での子どものお様子を伝えたり、保護者の思いを把握し、連携を十分に図られるよう努めています。年度末には保護者の了解のもと、就学児一人ひとりの「保育所児童保育要覧」を小学校へ送付するほか、小学生の職場体験の受け入れなど、小学校との職員同士の交流や情報の共有と連携を図っています。さらに、園長は、中学校との交流など、地域の関係機関との連携を積極的に働きかけ、交流の拡大に努めています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康に関する「年間保健計画」を作成し、子どもの心身の健康状態の把握と健康増進に努めています。計画は、年間目標に対し、四期に分けて、目標、活動内容、留意点、保護者への保健指導、環境整備、組織活動を計画し、評価・反省を記録し次期に生かしています。保健計画に基づき、保健業務日誌には日々の疾病やけがの状況を記録し、保健記録にも記載しています。嘱託医との連携を密にして、定期健康診断や歯科健診を実施し、疾病などの把握を行い、毎月の身体測定の結果をカードに記載して保護者へ渡すなど、日々連携を図っています。また、子育て支援課からの「ほけんだより」など配付し、「社会性とことばの成長」など子どもの成長のポイントなどをわかりやすく図解し、健康に関する最新情報を提供しています。食後の歯磨きは3歳児から指導し、うがい手洗いなどが年齢に応じて身につくよう絵や写真などを使って、指導の工夫をしています。虐待防止については、「虐待」のマニュアルを作成し、市の関係機関(児童青少年課)と連携し、子どもの心身の状態を観察するなど、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、園長に報告し継続観察を行い記録しています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は、子ども一人ひとりに対し健康観察をていねいに行い、保護者とは連絡帳や口頭で家庭での健康状態を把握し、園全体で共有しています。事務室には、子どもの疾病等の事態に備え、救急用の薬品等を常備し対応しています。「感染症・衛生管理」や「園での投薬について」は入園のしおりに詳細に明記し、原則として薬は預っていませんが、医師からの「投薬依頼書」により慎重に対応しています。感染症の発生予防に努め、手洗い、うがいの徹底や、トイレにはペーパータオルを設置するなど細心の注意を払っています。感染症が発生した場合は、拡大防止のため嘱託医に連絡するとともに、掲示板などで周知しています。「事故防止・事故対策」「ノロウイルス」マニュアルや「安全衛生点検」「年齢別事故防止」「救急箱」などのチェックリストを整備し、ヒヤリハットなど活用して予防と適切な対応に努めています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、「睡眠時チェック表」にて0歳児は5分、1、2歳児は10分ごとに確認するとともに、情報を保護者にも周知しています。職員は、感染症や食中毒、けがや事故を想定したシミュレーションを行い、事故発生時の基本手順など協力応援要請をしたり、役割分担を決めています。さらに、救命救急研修や小児救急の講習を受講し、感染症や疾病、けがの対応が適切に行われています。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 給食は事業者に委託しています。「食育年間計画」に基づき、食育大テーマ「日本の美しい食文化を心と体で感じ、食べる事が楽しいと思える心を育みましょう！」を掲げ、各月「二十四節気」を基本に、年齢別に3期に分け、目標、食育活動内容、ねらい、保育とのかかわりを大切にすること、効果について設定し、献立内容に反映しています。献立は2週間サイクル制で、毎月「ばくばくだより(給食だより)」で離乳食、献立表、行事食などを保護者に知らせ、安全・安心の食材や旬の野菜を取り入れた楽しい内容になっています。「食育活動実施案」にて、食材を育てる、収穫する、触れる、調理するを保育計画に位置づけています。子どもたちは、畑でじゃが芋やさつま芋、ゴーヤなどの野菜を育てたり、芋掘りを行ったりするなど、自然の恵みに感謝し食事を楽しめるよう工夫しています。栄養士は各クラスの喫食状況を把握し、給食会議を行って評価し、次の献立に反映しています。偏食は強制せず、子どもが食べようとする意欲が持てるよう献立を工夫したり、年齢に応じてとうもろこしの皮むきやクッキングを行うなど、食に興味関心をもてるよう努めています。食物アレルギーのある子どもへの対応は、「食物アレルギー」マニュアルを整備し、医師による指示書や検査結果の提出により、保護者と連携し実施しています。また、誤食防止のため、園長、主任、調理担当者、担任など複数で確認し合い、専用トレイや食器の色を変えテーブルを別にするなど、市の指導もあり適切に行っています。手作りで添加物の無い給食やおやつを提供し、意欲的に取り組み、利用者調査結果でも満足度100%の高い評価を得ています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 保育園の周辺は畑や公園など自然に恵まれ、園内は採光を取り入れ明るく、広々とした保育室で子どもたちは快適に過ごしています。施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努め、特に、園内は木製を中心に整備され、あたたかさや清潔感があり、快適な温度と湿度が保たれています。安全衛生チェックリストをもとに、週に1回、設備の点検を行っています。衛生管理のマニュアルを整備し、保育士による手洗い指導を行い、職員の手洗いや子どもの手洗い場には、絵や写真などを掲示して身につくよう習慣づけに努めています。また、掃除チェック表を作成し、衛生面に注意を払い、換気扇や窓のガラス拭きなど、定期的に行っています。衛生面からトイレにはペーパータオルを設置し、幼児トイレは入口と出口をわかりやすく工夫し、子どもたちはスムーズに使用でき清潔に保たれています。園長は、施設外の地域のごみ拾いなど積極的に行い、施設内外の保健的環境の向上と整理、整頓され、子どもたちが快適に過ごせる環境が整っています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 「事故防止・事故対応」や「危機管理」マニュアルを整備し、避難訓練や不審者侵入対策など、警察や消防署と連携して定期的に行っています。各マニュアルは園内研修で確認し、さらに、ヒヤリハットや事故報告書をもとに、そのつど報告や注意喚起を行い、全職員で事故発生原因などを把握しています。また、「年齢別事故防止チェックリスト」を作成し、毎月職員会議で検討し確認しています。「安全衛生チェックリスト」をもとに、施設内外の危険箇所の発見や、週1回設備の点検を実施して、事故発生原因を分析し事故防止対策を図っています。不審者対応訓練は、年1回マニュアルに基づき、計画的に行っています。外部から不審者侵入対策として、玄関と門のオートロック、インターホンカメラの設置、催涙スプレーを常備するなど、安全対策や事故発生時及び事故防止対策は適切に行われています。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>非常災害発生時のマニュアルにもとづき、役割分担を行い、まちcomiメールで利用者と全職員に情報が伝えられています。また、災害ダイヤル117についても、手紙を配付し周知して、保護者やその家族の安否情報も確認できるようにしています。防災計画を整備して、月1～2回の消火訓練を含む避難訓練を行っています。通報訓練、年に1度の総合避難訓練は消防署と連携して行っています。年に1回一斉メールを使い、保護者の方と引き渡し訓練を行っています。有事の際の避難場所は、保護者に周知し、緊急時の送迎については、委任状を提出してもらい引き渡し訓練を定期的に行っています。また、安否情報の確認訓練を行い、災害伝言ダイヤルで保育園の状況をお知らせする体制を作り、保護者の方の安心感につながっています。建物内の家具などは転倒防止対策を行い、有事の際は、3日間分の食物や水など備蓄しアルミシートブランケット、ラジオ、落下物対策として、園児と職員のヘルメットなど、防災に必要なものを常備し、対策は適切に行われています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園の1部屋を「にこちゃんルーム」として、地域の子育て支援のために設置し開放しています。地域の子育て支援事業は、週3回実施しています。子育て支援担当職員を配置し、遊具など環境整備を充実させ、保育園と同じ玩具を使うことで発達に合わせた提供の仕方などを知らせています。「にこちゃんルーム」の案内や毎月の「活動カレンダー」を発行し、製作やわらべうた、お話し会、主任による子育て講座などを開催しています。また、給食試食会を行い、成長に合わせてたまごつけや食材の切り方等を栄養士が助言や援助する機会を作るなど、子育て支援のニーズを把握しながら親子同士の交流の場として提供しています。地域の方とのより良い交流が図られ、子育て支援の利用者は、園の行事に参加したり、水遊びなどで園の子どもたちと交流を図るなど、好評を得ています。市の情報提供やイベントの際、アンケートの実施や意見、要望を聞く機会を設け、地域ニーズを把握し、促進に努めています。</p>		